

## 第 139 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

団	長	参議院議員	松下	新平
		同	徳永	エリ
同	行	国際会議課	外川	裕之
会議要員		同	川崎	将寛
同		同	伊藤	あかり

第 139 回 I P U 会議は、2018 年 10 月 14 日（日）から 18 日（木）までの 5 日間、ジュネーブ（スイス）のジュネーブ国際会議センターにおいて、145 の国・地域、7 の準加盟員（国際議員会議）、32 のオブザーバー（国際機関等）から 1545 名（うち、議員 737 名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 4 名と共に、日本国会代表団（団長・鈴木俊一衆議院議員、副団長・松下新平議員）を構成し、会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、今次会議の概要を報告する。

### 1. A S E A N + 3 会合

A S E A N + 3 会合は、議長国である我が国の田中和徳衆議院議員の主宰により、14 日に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

#### (1) 執行委員の欠員補充

アジア・太平洋地域グループの執行委員は日本、イラン及びベトナムが務めており、そのうち、日本（鈴木議員）の任期が今次 I P U 会議において満了することに伴い、その後任として中国の男性議員及びインドネシアの女性議員が立候補を表明した。

I P U 事務局が事前に加盟国に送付した欠員一覧では候補者は女性とされていたが、中国は、欠員一覧の根拠とされる I P U 規約第 25 条 2 の注釈（3 議席の割当があるグループは、少なくとも 1 名を男性、1 名を女性とする）は第 138 回 I P U 会議中の本会議において正式な手続を経て承認されたものではなく、無効である等主張し、本地域グループとして中国を推薦するよう要請した。これに対し、インドネシアは、本地域グループの執行委員が現在全員男性であることに鑑み、ジェンダー・バランスの確保の重要

性を強調したほか、アジア・太平洋地域グループとしての欠員補充であることから、ASEAN+3会合の場で決定すべきではない等主張したため、本会合での調整はまともならず、アジア・太平洋地域グループ会合に委ねることとされた。

## **(2) 次回 ASEAN+3 会合議長国**

次回 ASEAN+3 会合（2019 年 4 月、カタール）の議長国はマレーシアとすることが決定された。

## **2. アジア・太平洋地域グループ会合**

アジア・太平洋地域グループ会合（議長国：ミクロネシア）は、14 日に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

### **(1) IPU 執行委員会の報告**

12 日及び 13 日に開催された IPU 執行委員会の概要について、本地域グループの執行委員を代表し、イランから報告が行われた。

### **(2) ASEAN+3 会合の報告**

同会合の議長を務めた田中議員が、会合の概要について報告を行った。

### **(3) 執行委員の欠員補充**

執行委員の立候補資格に関し、インドネシアは、IPU 事務局による欠員一覧及び IPU 規約第 25 条 2 の注釈に基づき候補者は女性であるべきと主張したが、中国は、繰り返し同注釈は無効である旨を強調した。IPU 事務局から、同注釈を含む IPU 規約の改正の経緯について説明がなされたものの、候補者が女性に限定されるのかどうかについての明確な説明は行われず、議論は平行線をたどった。ミクロネシアは、いずれの候補者を本地域グループとして推薦するかについて議長として判断することはできないとして、参加国による点呼投票を提案し、複数の国から反対意見が示されたにもかかわらず、これを強行しようとした。これに対し、松下議員は、投票を行う場合、本地域グループ議事規則第 20 条では無記名投票と定められている旨指摘したところ、各国からの賛同を得て無記名投票によ

り候補者を選出することが合意された。

翌15日に再開された本会合において、26か国が出席し、I P U事務局同席の下、無記名投票が行われた結果、中国21票、インドネシア5票となり、中国が同地域グループの推薦を受けることが決定された。

#### (4) 次回アジア・太平洋地域グループ会合議長国

次回アジア・太平洋地域グループ会合の議長国はパキスタンとすることが決定された。

### 3. 女性議員フォーラム

女性議員フォーラムは、14日に開催され、「安全で秩序立った正規の移住に関する国連グローバル・コンパクトの採択を考慮した、移住及び移住に関するガバナンスにおける議会間協力の強化」に関するグループ討議及び「科学技術の分野におけるジェンダー平等」に関するパネルディスカッションが行われ、徳永エリ議員が出席した。

徳永議員は、「科学技術の分野におけるジェンダー平等」に関するパネルディスカッションにおいて、我が国政府は、人口減少による労働力不足が深刻な問題となっている中で、人材の質と多様性を確保して人材力を強化する観点からも理工系女子の人材育成に注力しているが、いまだに女性研究者の比率は低い水準にある旨指摘した。その上で、科学技術研究に女性の視点が反映され、研究者のコミュニティで意識改革が促され、多様性に対する理解が更に深まるよう、女性活躍推進法、第5期科学技術基本計画等を通じて産官学が連携して取り組んでいる旨発言した。また、女性研究者が働きやすい環境を整えることが重要であり、長時間労働の解消、育児・介護休業制度や保育施設の拡充、休業取得が不利にならない適正な評価体制の確立等を通じて障害を取り除き、女性が生き生きとその能力を最大限発揮できる社会を実現し、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識を無くしていくことが、議会人の果たすべき共通の役割である旨発言した。

### 4. 本会議

本会議は、15日から18日までの4日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

## ( 1 ) 第 139 回 I P U 会 議 の 議 長 の 選 挙

15 日、ガブリエラ・クエバス・バロン I P U 議 長 (メキシコ下院議員) が今次 I P U 会 議 の 議 長 に選出された。

## ( 2 ) 緊 急 追 加 議 題

会 議 にお いて は、①ブルキナファソから、「サヘル地域の平和と安全の回復：議会の役割」について、②ヨルダン及びクウェートから、「U N R W A (国連パレスチナ難民救済事業機関) に対する資金拠出の停止—人道主義の阻害及び国際法の侵害：U N R W A に対する支援の停止という課題に取り組み、同決定によるパレスチナ難民及びパレスチナ問題全体への影響を精査する」について、③セーシェル、フィジー、トンガ、サモア及びミクロネシアから、「気候変動—最後の—線を越えないために」について、④英国及びオランダから、「ベネズエラにおける議会制民主主義の悪化によって生じた人道危機を解決する緊急の必要性」について、⑤イスラエルから、「失踪者に関する問題提起：議会の役割」について、計 5 件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。なお、ウルグアイから挿入要請がなされた「核兵器の拡散を終わらせるための一層の尽力：議会の役割」については、会議前に撤回された。

15 日の本会議において、それぞれ概要説明が行われた後、英国及びオランダ並びにイスラエルが要請を撤回したため、3 件の議題案についてそれぞれ投票が行われた。

その結果、いずれの議題案も緊急追加議題として認められるために必要な 3 分の 2 以上の賛成票を得、うち、セーシェル、フィジー、トンガ、サモア及びミクロネシア提出の議題案が賛成 1106 票、反対 311 票、棄権 248 票で最多の賛成票を得たことから、今次 I P U 会 議 の 緊 急 追 加 議 題 として採用された。

日本国会代表団を代表し松下議員はいずれの議題案にも賛成 20 票を投じた。

16 日の本会議において、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、チャド、エチオピア、イラン、メキシコ、モンゴル、ニュージーランド、セーシェル、南アフリカ、トンガ及びウルグアイの 10 か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

17 日の本会議において、起草委員会によって起草された

決議案「気候変動―最後の一線を越えないために」が上程され、同決議案は全会一致をもって採択された（緊急追加議題の全文は別添 1 参照）。

### （３）「イノベーション及び技術的変化の時代において平和及び開発を促進する上での議会のリーダーシップ」に関する一般討議

一般討議は、15日から17日までの3日間にわたり行われ、松下議員を含む120名以上の各国議員等が演説した。

松下議員は、17日の同討議において、人工知能などのイノベーションにより急速に変化している社会では、規制の導入時に想定していた保護法益の重要性が減少しているにもかかわらず、見直しがなされていないことによりイノベーションの妨げとなっていることも想定され、時代に適合した規制の在り方を常に模索していくことが重要である旨発言した。この点に関する国内の取組として、一定の条件を満たせば既存の規制にとらわれることなく新しい技術の実証を認める生産性向上特措法について言及し、実証により得られたデータを活用することで根拠に基づく規制改革を実現し、イノベーションを更に加速化させていく旨述べた。また、規制を一時的に凍結することに伴い、国民の安全・権利等を損なうことがあってはならず、適切なバランスを取りつつ、先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する Society5.0 の実現に全力で取り組んでいく旨発言した。さらに、我が国が途上国等に対して実施している国際科学技術プログラムに言及しつつ、これらのODA事業・経費の効率的な運用に資する議会の取組として、参議院のODA調査派遣等について紹介し、国民を代表する議会人が政府の取組を監視し、今後の政策に反映させていくことが、諸外国における科学技術分野の協力を一層充実させていくために重要である旨発言した。

18日の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「イノベーション及び技術的変化の時代において平和及び開発を促進する上での議会のリーダーシップ」が承認された（成果文書の全文は別添 2 参照）。

### （４）「安全で秩序立った正規の移住に関する国連グローバル・コンパクトの採択を考慮した、移住及び移住に関する

## るガバナンスにおける議会間協力の強化」に関する決議の採択

18日の最終本会議において、民主主義及び人権に関する委員会（第3委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、議会人に対し、根拠に基づく移住に関する話し合いを行い、排外主義、人種差別、不寛容及びその他の形態の差別と闘うための精力的な取組を主導するよう要請するとともに、各国議会に対し、移住政策の調和を図るため、地域的な統合プロセス及び多国間の取組に積極的に参加し、またそれを支援し、関連する地域協定を国内法に取り入れるよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

### （5）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、18日の本会議で承認された。

### （6）第141回IPU会議における民主主義及び人権に関する委員会（第3委員会）の議題の採択及び報告委員の指名

18日の本会議において、第3委員会により上程された第141回IPU会議の議題「2030年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成：健康の権利を確保する上での議会の役割」及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

なお、2017年10月の第137回IPU会議（サンクトペテルブルク、ロシア）から継続協議となっていた、LGBTIに関するパネルディスカッションを次回IPU会議における第3委員会の議題とするか否かについて投票が行われ、日本を含む先進国の多くが賛成票を投じたが、宗教的な理由等を背景に中東及びアフリカ諸国が反対し、賛成499票、反対636票、棄権130票で反対多数により議題としないことが決定された。

### （7）IPU規約及び規則の改正

18日の本会議において、執行委員会の提案に基づき評議員会が承認した一連のIPU規約の改正が承認された（6.1-（4）参照）。

## 5. 常設委員会

持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）

第2委員会は、15日及び17日に開催され、「SDGsの達成に向けた、特に経済的平等、持続可能なインフラ、産業化及びイノベーションに関する公正で自由な貿易と投資の役割」に関する討議、「2018年国連気候変動会議に向けた議会の貢献」に関するブリーフィング及び「IPU決議『SDGsの実施、特に再生可能エネルギーに関する民間部門の関与』の推進」に関するパネルディスカッションが行われ、徳永議員が出席した。

徳永議員は、「SDGsの達成に向けた、特に経済的平等、持続可能なインフラ、産業化及びイノベーションに関する公正で自由な貿易と投資の役割」に関する討議において、自由貿易体制は世界の相互依存性を高め、世界全体を繁栄に導くものとされているが、行き過ぎた自由貿易の推進は、これまで築いてきたそれぞれの国柄や文化、国内秩序、地域コミュニティを破壊する方向に働く可能性があることに留意しなければならない旨指摘した。日本でもTPPへの参加という自由貿易をめぐる大きな議論が展開され、我が国の農業及び食の安全への影響が焦点となったが、参議院農林水産委員会において「交渉に際して特に守るべき日本の農林水産品について、持続可能な国内生産が維持できるようにすること」、「残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務等において、食の安全・安心等を損なわないこと」等を政府に求める決議の可決を主導したことを例に挙げ、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、自由貿易、投資の拡大が適切な範囲で保たれてこそ、世界の持続可能な開発が可能になる旨発言した。

また、徳永議員は、「IPU決議『SDGsの実施、特に再生可能エネルギーに関する民間部門の関与』の推進」に関するパネルディスカッションにおいて、第138回IPU会議中の本委員会で採択された決議には、日本代表団の提案により「再生可能エネルギーから水素を製造し貯蔵する技術的解決策の活用が、再生可能エネルギーを有効に活用する有力な選択肢の一つとなる」との文言が盛り込まれたことに言及した上で、北海道室蘭市における風力発電による再生可能エネルギーから水素の製造、貯蔵、利用等のサ

プライチェーン構築に関する国の実証事業の開始など、水素の実用化に関する我が国の最新情勢を紹介した。また、環境負担低減への貢献が期待される燃料電池車（FCV）に関し、9月の北海道における最大震度7の大地震により、国土面積の22%である北海道全ての電力がダウンした際には、FCVが避難所の非常用電源として活用され、レジリエントな街づくりの構成要素としても注目されている旨発言した。最後に、我が国は2020年の東京オリンピック・パラリンピックを「水素社会の実現に向けたモデル」と位置付けており、水素社会の可能性を世界に発信すべく、今後も民間部門と連携しながら実用化に向けた研究を推進していく旨発言した。

## 6. 第203回評議員会

第203回評議員会は、15日及び18日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

### (1) IPU加盟資格

新規加盟等の要請はなく、IPU加盟国・地域数は変わらず178である旨報告があった。

### (2) 2019年度IPU予算案

対前年度比約2%増となる総額約1619万スイスフランの予算案が承認された。加盟国の分担金増加を避けるため運転基金が充当され、日本の分担金額は、前年度とほぼ同額の約101万スイスフラン（分担率9.68%）となった。

### (3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。なお、第140回IPU会議についてはアルゼンチンが開催を取りやめたため、カタールで開催されることとなり、第141回IPU会議についてはスイスで開催予定であったが、セルビアで開催されることとなった。

- ・第140回IPU会議（2019年4月6日～10日、ドーハ、カタール）
- ・第141回IPU会議（2019年10月13日～17日、ベオグラード、セルビア）

### (4) IPU規約及び規則の改正

I P U の法人格の明文化のほか、各国議会、議会間機関、国際機関等との協力協定を含む、国際協定を締結する権限等に関する I P U 規約の改正が承認された。

#### ( 5 ) 執行委員選挙

アジア・太平洋地域グループ等から推薦された候補者が執行委員に選出された。

#### 7 . その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてタイ代表団、英国代表団及び押川舞香 W T O (世界貿易機関) 部長と懇談を行った。また、参議院代表団は国際赤十字博物館等への視察を行った。さらに松下議員は、マーティン・チュンゴング I P U 事務総長と懇談を行ったほか、自由民主党の 2020 オリンピック・パラリンピック東京大会実施本部幹事長代理であることから、オリンピック博物館への視察を行った。また、徳永議員は、国連欧州本部等への視察を行ったほか、女性議員フォーラムの合間に U N ウイメン (国連女性機関) から女性の政治参画促進に関する取組等についてインタビューを受けた。

気候変動—最後の—線を越えないために  
採択決議

(2018年10月17日(水)、本会議にて全会一致をもって採択)

第139回 I P U 会議は、

- (1) 2016年11月4日にパリ協定が発効したことを想起し、
- (2) 持続可能な開発のための2030アジェンダが、気候変動並びに食料安全保障、海洋及びその他の水資源といった今日の社会における重要な領域との明確な関連を示していることを認識し、
- (3) パリ協定の一環として、国連気候変動枠組条約(U N F C C C)締約国が、気候変動に関する政府間パネル(I P C C)に対し、産業革命前の水準からの1.5℃の地球温暖化の影響及び関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書の2018年内の作成を要請したことを想起し、
- (4) I P C Cが、気候変動の脅威に対する国際的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力という文脈において、地球温暖化に関する1.5℃特別報告書を最近発表したことに留意し、
- (5) また、このI P C C報告書における以下の主要な懸案事項に関する予測に留意し、：
  - (a) 気候モデルは、現在と1.5℃の地球温暖化の間、及び1.5℃と2℃の地球温暖化との間では、地域ごとに気候特性にロバストな違いがあると予測する。これらの違いには、ほとんどの陸域及び海域における平均気温上昇(確信度が高い)、人間が居住するほとんどの地域における極端な高温(確信度が高い)、いくつかの地域における強い降水現象(確信度が中程度)及びいくつかの地域における干ばつ及と降水

不足の確率の増加（確信度が中程度）が含まれる。

(b) 1.5℃の地球温暖化の場合、2100年までの海面水位の上昇は、2℃の地球温暖化よりも0.1メートル低いと予測される（確信度が中程度）。海面水位の上昇がより緩やかになれば、小島嶼、沿岸低平地及びデルタ地帯の人間と生態系システムの適応機会が増加する（確信度が中程度）。

(c) 陸域では、種の喪失及び絶滅を含む、生物多様性及び生態系に対する影響は、2℃よりも1.5℃の地球温暖化の方が低いと予測される。

(d) 2℃よりも1.5℃の地球温暖化に抑えることによって、海水温の上昇、並びにそれに関連する海洋酸性度の上昇及び海洋酸素濃度水準の低下を低減させると予測される（確信度が高い）。北極の海氷及び暖水性サンゴの生態系における近年の変化によっても明らかのように、1.5℃に地球温暖化を抑えることによって、海洋生物多様性、漁業資源、及び生態系、並びにこれらがもたらす人間への機能とサービスに対するリスクが減少することが予測される（確信度が高い）。

(e) 健康、生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障及び経済成長に対する気候関連のリスクは1.5℃の地球温暖化において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。

(6) 当該報告書が、パリ協定では気温の変化を1.5℃から2℃に保つことを最も野心的な目標としているものの、この目標は現実的かつ実現可能であり、目標達成には、迅速かつこれまでにない変革が必要なことを明確にしていることを確認し、

(7) 小島嶼開発途上国（SIDS）が、「気候変動が太平洋の人々の暮らし、安全保障及び幸福を脅かす唯一最大の脅威」であることを認識し、さらに「地域的協力及び支援を通じたものを含む、人間の安全保障、人道的支援、

環境安全保障の優先順位付け並びに災害及び気候変動に対するレジリエンスの構築における地域的協力を内包した、「拡大された安全保障の概念」が持つ重要性を認識したことを認識し、

- (8) 海面に近い多くの国々は、その多くが温室効果ガスの主要な排出国ではないにも関わらず、高い貧困率、財政的・技術的制約及び天水農業への依存により、とりわけ干ばつ、洪水及び嵐といった気候変動の影響に対し、特に脆弱であることを認識し、
- (9) 気候変動に対処するための迅速かつ緊急な行動の重要性、そして第 24 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP 24）に向けて、またこの会議において、ハイレベルの代表の持続的な参加及び協力にコミットすることの重要性を認識し、
- (10) 気候変動が海洋に与える深刻な影響、及び国際社会が一つの危機の解決を試みるためには他のものを考慮せざるを得ないという事実を認識し、また、持続可能な開発目標（SDGs）14.3において海洋酸性化に関する具体的なターゲットが掲げられていることを認識すると同時に、海洋に対する新たな課題を示す、海洋温暖化、海洋貧酸素化、サンゴ白化現象及び海面上昇といった根本的な気候変動関連課題を見落としてはならないことを認識し、
- (11) 本決議に関連する気候変動に関する I P U 決議、及び立法者に対して重要な行動分野を示し、行動の展開について提言する 2016 年のザンビアにおける第 198 回 I P U 評議員会にて採択された気候変動に関する議会の行動計画を想起し、
- (12) また、2017 年 10 月 14 日にサンクトペテルブルクにおける第 137 回 I P U 会議の際に行われ、その後ボンにおける議員会議（COP 23）の参加者に提供された、S I D S 議会会合の成果文書を想起し、

よって、I P U 加盟国に以下を要請する。

- (a) 地球温暖化に関する I P C C 1.5℃ 特別報告書を認識し、これに基づいて断固として行動する。
- (b) 来る C O P 24 でのタラノア対話を構築するため、資源動員及び気候変動基金へのアクセスのための手続の簡素化を含む、パリ条約の実施に関するルールブック及びガイドラインの構築を支援し、主導する。
- (c) 気候変動に対処し、自国が決定する貢献で定められた各国の野心に合致するよう全ての国々とのパートナーシップを強化する上でのリーダーシップを発揮する。
- (d) 自国の政府に対し、再生可能エネルギー目標の 100% 達成を奨励する。
- (e) 政府の国内法の実施状況を含む国内外の取組に対する監視を強化し、気候変動についての透明性、説明責任及び報告を強化する。

「イノベーション及び技術的変化の時代において平和及び  
開発を促進する上での議会のリーダーシップ」  
に関する一般討議成果文書

(2018年10月18日(木)、本会議にて承認)

我々の暮らす世界における科学知識の集合体は、歴史上のどの時点よりも今日において巨大なものとなっている。科学的研究は、我々の知る世界の領域を押し広げ続けている。この知識は、他の潜在的な恩恵による富の中でも、急速なイノベーション及び技術的変化を加速させ、そして人類の幸福を増進させ、経済成長を刺激する。長年にわたり、きわめて有効な薬品及び医療処置の発達を含む自然及び社会科学の進歩は、あらゆる人々の生活の質を向上させてきた。

一連の技術的発展は、数ある事柄の中でも、連結性及びコミュニケーションにおいて類まれなる進歩をもたらしている。デジタル化及びビッグデータは、暴力抑止のための早期警戒システムのような革新的な解決策を生み出す新しい手法をもたらし、若者及び女性による社会的問題の技術を通じた解決を可能にする。それらはまた、生物学、再生可能エネルギー、金融工学の分野において、及び一般に第四次産業革命と呼ばれるインダストリー4.0に向かう大きな進歩のための重要な機会をもたらす。<sup>1</sup>

持続可能な開発のための2030アジェンダ及びその17の持続可能な開発目標(SDGs)は、経済成長及び繁栄のためだけでなく、環境保護、開発及び社会的包摂における科学及び技術的イノベーションの重要性を強調し、それらが持続可能な開発において果たす重要な役割を強調している。しかし、我々は科学的発見及び技術的変革が必ずしも社会に有益な発展をも

---

<sup>1</sup> インダストリー4.0は、製造技術における自動化及びデータ交換といった現在のトレンドを指す。インダストリー4.0にはサイバーフィジカルシステム、モノのインターネット(IoT)、クラウドコンピューティング及び認知コンピューティングを含む。

たらずものではないことを認識する。ヒトゲノムの編集、自動殺戮ロボット、サイバー犯罪及び人工知能の使用による影響は、今日の倫理的・社会的課題の一部である。これらの困難な問題から目を背けることはできない。

絶え間なく変化する世界において、我々は社会に大きな影響を及ぼし得る新たな問題に関する議論の最前線に立たなければならない。我々は謙虚さを持ち、自らの限界を理解し、対話を奨励し、イデオロギー的反応を回避しながら、課題に取り組まなければならない。議会人として、我々には科学、技術及びイノベーションが平和、発展及び人類の幸福に有益な貢献をなし得る環境を整備すると同時に、関連するリスクを制限及び緩和し、地球を保護する責任がある。我々はそれらの責任を軽く受け止めない。我々の討議は、科学及び技術的イノベーションを通じた平和及び発展を促進する議会の行動のための方策を明確にした：

#### 平和及び発展のための技術的、科学的イノベーションに有益な法的枠組の強化

立法者として、我々は、環境及び国際法、特に国際人権法の尊重を確実なものとしつつ、ビジネスが成功するような規制環境を創造するとともにイノベーションに有益な法的枠組を創設する手段を有する。我々の役割は、社会及び人々の利益を保護することである。したがって、我々は以下の点について決意する。

- ・ S T E M（科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）及び数学（Mathematics））教育を促進し、特に S T E M 教育及び科学分野でのキャリアのジェンダー平等の達成及びジェンダー不平等の是正を目的とした女性及び女兒の参加を奨励する。
- ・ 知識集約型のデジタル経済の下、将来の労働市場において必要とされる労働技能の転換を見据え、誰一人取り残さないようにするため、特に若者の間における全世界的なデジタルリテラシーを増進する。
- ・ 平和、安全保障、持続可能な開発及び社会的包摂を促進し、共通した倫理的境界線を画定する技術的イノベーションに有益となる、効果的で時宜に応じた国内及び国際法の制定を行う。
- ・ 立法権及び監視権を用いることによって、科学技術による発

展が人権の妨害及び侵害、あるいは天然資源の濫用につながることをのまないようにする。

- ・ 難解な倫理的問題に対処する方法の決定への道しるべとして、国際的な人権枠組の尊重を保障する。

### **議会を透明性及び包摂に有益な技術的イノベーションの牽引役とする**

科学及び技術的イノベーションは、議会の活動の方式も含めた、人間の存在のあらゆる側面に根本的な変革をもたらしている。現代技術の使用は議会をより効率的かつ効果的なものとなし得る。我々は、立法機能を通してだけでなく議会のプロセスの変革及び国民との関わり合いの文化の醸成によって、技術的イノベーションにおける議会のリーダーシップを担うことを望む。したがって、我々は以下の点について決意する。

- ・ 議会の会議のライブビデオストリーミング及び改良されたオンライン情報アクセスといった最新の情報通信技術の使用を通じて選挙民に対する透明性、説明責任及び対応のレベルを向上させる。
- ・ 我々の政策及び法案についての立案及び監視を向上させるために利用可能な技術的ツール及び手法を活用する。
- ・ 我々の議会が開かれた透明性ある機関であること、未来に関する委員会を議会内に設立するといった革新的な活動方式を意欲的に検討すること及び中立的で時宜に応じた分析を議員に提供できるように、資金及び資源を議会の調査活動に適切に供給することを確実にするための対策を講じる。
- ・ 議会における二酸化炭素排出量を削減し、電子議会の実現に取り組む。
- ・ 科学技術の分野における議会間協力を強化し、ベストプラクティス及び教訓を共有する。

### **科学界との堅固なつながりを確立する**

議会と科学界の間の定期的で体系的な交流を深め、促進することは我々の責務である。最良の専門知識へのアクセスは、我々が情報に基づく選択を行う上で不可欠である。世界を理解するに当たっての合理的で科学的なアプローチは、政治家及びメディアを含む全ての者から奨励及び支援される必要がある。したがって、我々は以下の点について決意する。

- ・ 議会が社会的課題に対処するに当たり、根拠に基づいた政策立案を可能にする知識及び技術を発展させる上で、科学的研

究は根本的な役割を果たすことを認識する。

- ・ 将来世代の持続可能な幸福を確実なものとするための科学に基づいた政策立案を保障するメカニズム及び予算措置を支援する。
- ・ 科学的調査のための中立的な資金は我々の将来のための投資であることを再確認する。
- ・ 特に政治的議論の中で、事実情報に対しますます疑念が向けられ、また、科学的コンセンサスが社会のあらゆる部門において重要視されなくなっている現在において、社会による確認、検証及び受容が可能な、事実を明確にするための科学的手法の重要性を強調する。
- ・ 科学者、エンジニア、イノベーター及びSTEM教育者の議会への参加を促進し、尊重する。

#### 平和及び発展に有益な国際的科学的協力の支援

科学技術は、異なる政治的意見を持つ政治家が、持続可能な開発のための2030アジェンダに関連する国際的課題に共に対処するための中立な場を提供する。科学はそれぞれの国民に利益となる科学的協力を通じ架け橋を構築し、紛争状態にある国々を団結させるために活用することができる。したがって、我々は以下の点について決意する。

- ・ 例えば欧州原子核研究機構（CERN）や中東における実験科学及び応用のための放射光国際センター（SESAME）によって構築されたような平和的科学的協力モデルを支援する。
- ・ 共通の課題に対処するため、科学界と政界を結び付け、議会間協力ネットワークを構築することを狙いとしたIPU平和のための科学教育プログラムを創設するためのIPU中東問題委員会によるイニシアティブをCERNとの協力の下、支援する。
- ・ 南北、南南及び三者の地域的、国際的な科学、技術及びイノベーションに関する協力を促進し、2030アジェンダにおいて想定される知識共有を促進する。
- ・ 科学知識及び技術的イノベーションの不平等な分布を是正し、社会により効果的な貢献をするための人々の能力を向上させる方法として、科学的刊行物へのオープンアクセスを要請する。
- ・ 技術的イノベーションが世界的不均衡を更に拡大させないことを確実なものとするために、支援対象国において効果的

な能力構築活動を実施することにより、発展途上国における技術移転プロセスを支援する。

- ・ 2030 アジェンダの実施プロセスに対する議会監視に科学的知見を盛り込む。

未来は、本質的に不確実なものである。科学的発見、イノベーション及び技術的変革は素晴らしい機会をもたらすが、我々が制御しなければならないリスクももたらす。議会はこの点において重要な役割を担っている。我々は、社会のための科学、技術、イノベーション及びSTEM教育の重要性に対する議会の意識を向上させること、公開討論及び政策決定に科学を体系的に取り込むことを確実にすること、技術的イノベーションを促進するための適切な規制の実施を検討すること、科学協力に基づく国際的イニシアティブを促進することによって、このプロセスについて多大な貢献をすることができる。国民の代表としての役割の下、我々は、平和及び発展を促進し、人類の幸福を増進し、社会の全構成員の利益を保護することのできる方策について現在行われている対話に科学界を取り込むことを約束する。

安全で秩序立った正規の移住に関する  
国連グローバル・コンパクトの採択を考慮した、  
移住及び移住に関するガバナンスにおける議会間協力の強化  
採択決議

(2018年10月18日(木)、本会議にてコンセンサス\*により採択)

第139回IPU会議は、

- (1) 移住は、はるか以前から人類の文明の主要な要素であり、人道的かつ公平に管理されるとき、出身国及び目的国の双方における包摂的で持続可能な成長及び開発に寄与するとともに、人間の連帯の絆を強化することを想起し、
- (2) また、関連する国際文書、特に、世界人権宣言(1948年)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(1966年)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1966年)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979年)、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約(1984年)、児童の権利に関する条約(1989年)、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約(1990年)、障害者の権利に関する条約(2006年)を想起し、
- (3) 移住する人々は、法的地位に関係なく、皆が人間として、関連する国際条約及び協定により示された人権を完全に享受する権利を有することを確認し、
- (4) 大規模で予測できない人々の移動によって生じ得る目的

\*

- レバノン代表団は本文パラグラフ9について留保を表明した。
- エチオピア及びウクライナの両代表団は、本文パラグラフ16について留保を表明した。
- クウェート代表団は、本文パラグラフ9及び16について留保を表明した。
- ヨルダン代表団は、同国が署名していない国際合意に関する全ての記述について留保を表明した。
- ポーランド代表団は、決議全体について留保を表明した。

国に課される負担及び熟練労働者の大規模な移住によって生じ得る出身国への潜在的影響を意識し、

- (5) 移住に関するガバナンスに関する国際的なアプローチは依然として大部分がその場しのぎであり、また国際法において、難民については明確に定義された地位及び権利があるにもかかわらず、移民には同等のものが存在しないことに留意し、
- (6) 2016年9月の難民及び移民のためのニューヨーク宣言及び安全で秩序立った正規の移住に関するグローバル・コンパクトの策定を通じた移住に関するガバナンスにおける、国際協力と団結の促進そして公平な負担及び責任の共有に向けたその後の取組を歓迎し、
- (7) 第130回、第133回及び第138回IPU会議で採択された移住に関する宣言及び決議及びその他のIPUの文書において概説される、移民の人権について特に焦点を当てた移住に関するガバナンスについての協力強化に関する国際議会コミュニティのコミットメントを想起し、
- (8) 移住は必要に迫られてではなく、選択によってなされるべきであり、国家は、持続可能な開発のための2030アジェンダなどの国際的な法的義務及び公約を通じて、暴力及び紛争、貧困、不平等、失業及び経済的排除、特に若者及び女性にとっての経済的機会の欠如、社会的な不平等、法の支配の原則及び透明性確保の軽視、人権侵害、自然災害並びに気候変動といった移住のあらゆる根本原因に対処する責任を共有し、かつ対処していることを強調し、
- (9) 移民の人権保護及び移住に関するガバナンスの共通の基準を維持する必要性及び移住の全ての段階においてジェンダー、障害及び子供に配慮した措置をとる必要性を確認し、
- (10) 移民女性、特に家庭内労働従事者が、出身国、経由国及び目的国で直面する複合差別及び多様な暴力を認識し、

受入れ国がこの分野における責任を認めるよう受容を促す必要性を再確認し、

- (11) また、女性が性的搾取や家庭内における強制労働を含む人身取引の被害者の大多数を占めることを認識し、
- (12) 国家が国際法に従い、国内の移住政策を決定する主権及び自国の法域内における移住を統治する権限を再確認し、また、異なる国家の現実、政策、優先順位並びに入国、居住及び雇用のための必要条件を考慮に入れながら、移住のためのグローバル・コンパクトの実施に関する法的及び政策的措置において正規及び非正規の移民の地位を区別する国家の権利を認識し、
1. 2018年12月10日に採択予定の安全で秩序立った正規の移住に関するグローバル・コンパクト案に至るプロセスを歓迎し、各国及びその議会に対し、国際協力及び移住に関するガバナンスを向上させるために、この新たな文書を最大限活用するよう要請する。
  2. 各国議会に対し、自国の政府と協力して、関連する国際人権法及び主要なILO条約<sup>2</sup>並びに移民、女性、子供及び脆弱な状況にある人々の権利を保護するその他の国際的及び地域的文書を批准し、履行するよう要請する。
  3. また、各国議会に対し、二国間及び地域協定を含む移住政策及び関連する立法に関する主権国家の決定が、国際的な人権に関する国家の義務及び法の支配の原則に一致してなされるよう要請する。
  4. 議会人に対し、固定観念を取り除き、代わりに統合及び社会的団結を促進することのできるよう、根拠に基づいた移住に関する話し合いを行うとともに、排外主義、人種差別、不寛容及びその他の形態の差別と闘うための、精力的な取組を主導するよう要請する。
  5. 各国議会に対し、移住に際して人々が機会、制約、リス

---

<sup>1</sup> 特にILO条約第97、143、181、189号

ク及び権利に関する包括的で最新の情報にアクセスできるように促進し、それによって移民になろうとする者に情報に基づく選択を可能とするよう要請する。

6. 地方自治体、市民団体及び民間部門とのパートナーシップに基づいた移住に関する「政府全体」、「社会全体」での取組を奨励し、必要に応じて、政策決定過程において移民及び離散民との定期的な協議を行うとともに、移民の対応をする全ての職員及び公務員に対し移民に関するジェンダーに配慮したトレーニングを行うことを要請する。
7. 各国議会に対し、自国の政府と協力して、労働移動性及び技能訓練、家族再統合並びに武力紛争、性別に基づく暴力、自然災害及び気候変動などの理由による移住を容易にするため、移住のための法的手段を拡大するよう要請する。
8. 各国政府に対し、移民と受入れ国社会との間の相互理解及び尊重を促進する措置をとるよう要請するとともに、統合は、移民が目的国における国内法を尊重することも含め、相互的な課題であることを念頭に、とりわけ、語学講習、職業訓練、学術的及び職業的資格の認定、経済的機会に関する情報の提供、差別からの保護並びに永住者への市民権に関する国内法に従った法的手段によって移民の社会への統合を促進するよう要請する。
9. 社会的保護及び労働権は、移民を含むあらゆる人間に適用されるものであり、正規の移民は、国内法に従って、社会保障給付及び年金の積立及び給付の移転を受ける公平な権利を有することを想起する。
10. 各国に対し、家庭内労働者及び介護労働者を含むあらゆる女性移民労働者が、旅券の没収を含むあらゆる形態の虐待及び搾取から保護されるよう、国際的な労働及び人権規範に基づき、ジェンダーに配慮した労働政策及び法律を採択するよう要請する。
11. 特に受入れ国での脆弱な集団である家庭内労働者とい

った、女性移民に対するあらゆる暴力及び差別行為を強く非難し、各国に対し、このような形態の暴力及び差別と闘うための法的、行政的及び司法的措置をとるよう要請する。

12. 各国家機関に対し、それぞれの権限に応じて、移民を含むあらゆる人間が、移住の法的地位に関わりなく、法的な身分証明及び国籍証明並びに適正な証拠書類を有し、教育、医療及びその他の基本的サービスに対し有効なアクセスを有することを保障するよう要請する。
13. あらゆる移民のための適正手続及び司法へのアクセスを主張し、国家領域内に滞在する法的権利を有しない移民のための安全かつ尊厳ある帰還を保障し、移民の拘禁への代替策を模索するにあたって強制送還を最終手段としてのみ利用し、移住を理由とした子供の拘禁の撲滅に向けて真摯に取り組むため、出身国、経由国及び目的国間の協力強化を要請する。
14. 無国籍者及び保護者のいない子供を含む脆弱な状況にある移民に対応し、保護するための実務的な国際基準を確立することを要請し、移住政策に「子供の最善の利益」のコンセプトを取り込むよう主張する。
15. また、各国、特に出身国に対し、男女が平等にその子供に国籍を与えることができるといったことを含む、無国籍を減らすための措置を強化することによって子供が無国籍となるような状況に対処するよう要請する。
16. 各国政府に対し、移動及び投資を促進することによって、また、投票権、二重国籍及び離散民の議会での代表といった政治参加を促進するための措置の国内法における導入について調査することによって、離散民の出身国への貢献を支援するよう要請する。
17. 移住に関するガバナンス、生計を立てる機会及び人権の保護を全体として強化する措置と、個人及びその個人の帰還するコミュニティに対する再統合にむけた支援とを一体化することにより、出身国へ帰還する移民の持続

可能な再統合に向けた包括的アプローチの発展を奨励する。

18. 各国に対し、密入国及び人身取引ネットワークを壊滅させ、人身取引及び移民の密入国の処罰逃れを無くし、移民、特に女性及び子供を暴力、差別、搾取及び虐待から保護し、人身取引の被害者となった移民を支援するため、立法措置を含む有意義で調和のとれた措置を講じるよう要請するとともに、各国に対し、そのような行為を防止、調査、訴追及び撲滅し、これらの活動に関連する資金の流れを特定し、絶つための国際協力を促進するよう要請する。
19. 各国政府に対し、議論、政策決定及び立法に資するために、国際移住機関によって開発されたグローバル移民情報ポータルのような既存の情報源を最大限活用するとともに、個人情報を保護しつつ、年齢、性別、移住ステータス及び関連する基準ごとに細分化された移民に関するデータの国家レベルでの収集及び共有を強化するよう強く要請する。
20. 移民の人数、出身国、移住の状況及び原因、彼らのニーズ並びに支援に必要な取組に関する情報及びデータを交換する必要性を確認する。
21. 各国議会に対し、国内の移住政策の実施に関する進展を定期的に報告するよう政府に要求するとともに、政府にその成果に対する説明責任を果たさせるため、大臣質疑、公聴会及び委員会での調査といった議会における手法を用いるよう要請する。
22. 各国議会に対し、移住政策の調和を図るため、地域的な統合プロセス及び多国間の取組に積極的に参加し、またそれを支援し、関連する地域的協定を国内法に取り入れるよう強く要請する。
23. 各国議会に対し、移住に関するガバナンスを最適化し、非自発的及び非正規移住の主要な原因、特に極度の貧困、気候変動及び自然災害に対処するための方策として、持

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に積極的に取り組むよう要請するとともに、安全で秩序立った正規の移住に関する意識向上及びこのような移住の発展の利益最大化を狙いとした方策を推し進めるよう強く要請する。

24. 全ての議会に対し、安全で秩序立った正規の移住に関するグローバル・コンパクトの採択のための政府間会議（2018 年 12 月、マラケシュ（モロッコ））の際の議員会議に参加するよう要請する。
25. また、各国議会に対し、グローバル・コンパクトのフォローアップ及び実施において活発な役割を果たすよう要請するとともに、議会人に対し、移住に関するグローバル・コンパクトの実施について検証するための主要な国際的メカニズムとして、2022 年から 4 年ごとに開催される国際移住検証フォーラムへの各国代表団に参加するよう要請する。
26. I P U 及び加盟国議会に対し、国際移住機関の支援を得て、この決議におけるコミットメント、移住に関するグローバル・コンパクト及び国際人権法における国家の義務を実行するため、「移住に関する議会の活動計画」を 2019 年末までに策定するよう要請するとともに、2021 年に I P U に進展を報告するよう要請する。
27. 各国議会に対し、移住政策及び移民の保護についての建設的な対話のプラットフォームとして、議員交流及び I P U 会議のような議会間会議を活用するよう勧告する。